

ガイドラインの検討について

1 ガイドラインの方向性

1.1 検討の方向性

これまでの会議で提示したガイドライン検討の方向性は以下のとおり。

<ガイドライン検討の方向性>

- コミュニティバスの基本方針のもと CoCo バスを対象として検討
- 再編後の CoCo バスの持続可能な運行に向けた運行継続の判断フローや、地域からの改善要望に対応するためのガイドラインとする
- 具体的な判断指標は、再編後に社会状況が安定した状態で、ガイドラインを改定する形で設定することとする

<コミュニティバスの基本方針>

- ①公共交通が不便な地域における交通弱者※への対応
- ②路線バスを補完するサービスの提供
- ③日常生活に即した運行サービスの提供
- ④持続可能な運行形態・サービスの提供

※「交通弱者」：高齢者、妊産婦、子供連れ、障がい者など（一時的にケガをしている人なども含む）、自家用車や自転車の利用が制限され、公共交通が主たる移動手段になると想定される人々。

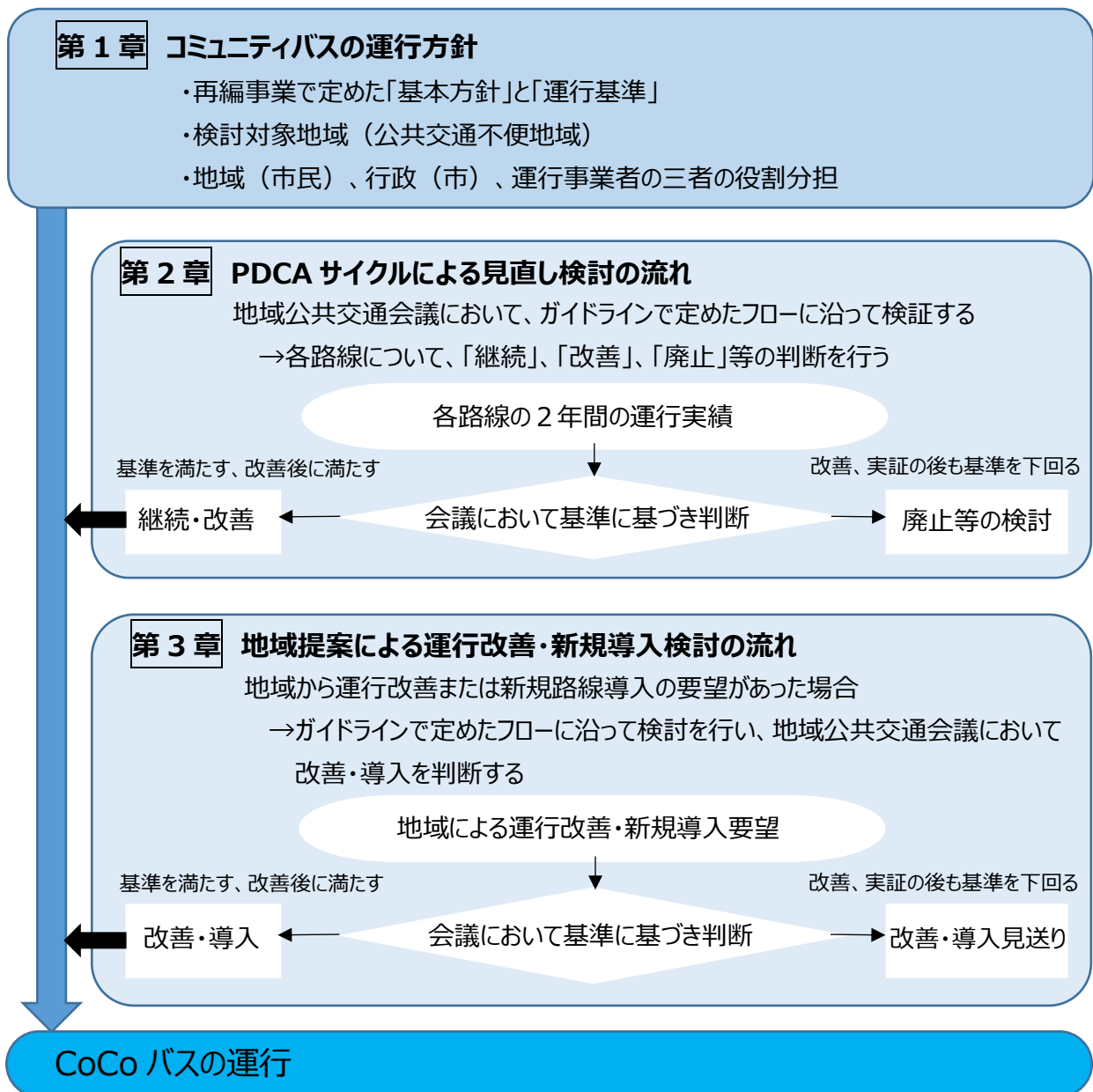
1.2 ガイドラインの全体構成

ガイドラインに掲載する事項として、第1章では、再編事業で定めた「基本方針」と「運行基準」や検討対象地域（公共交通不便地域）、三者の役割分担を、第2章では、PDCAサイクルによる見直し検討の流れとして、運行中の路線に対する運行継続基準を用いた見直し検討を、第3章では、地域提案による運行改善・新規導入検討を示すことを考えている。

【確認事項】

- ガイドラインで示す主な事項として、運行継続基準を用いた見直し検討と、地域提案による運行改善・新規導入検討の2項目でよいか。
- その他、付加すべき事項はあるか。

<ガイドライン全体の流れの案>



<目次構成のイメージ>

項目		その他・備考
はじめに		ガイドラインの構成
第1章 コミュニティバスの 運行方針	コミュニティバスの役割	再編の「基本方針」より
	検討対象地域	公共交通不便地域を含む地域
	コミュニティバスのサービス水準	再編の「運行基準」より (運賃・収支率が未整理)
	検討主体と役割分担	地域(市民)、行政(市)、運行事業者 の役割
第2章 PDCA サイクルによる見直し検討の流れ		再編後の路線で定期的に運行を 評価する際の基準・検討フロー
第3章 地域提案による運行改善・新規導入検討の流れ		既存路線の一部ルートの変更や、 新規の路線運行を要望する際の基準・検 討フロー
添付資料	チェックリスト	要望時に必要な事項等
	様式・アンケート雛形	継続の判断・要望時の提出書類等
	運行サービス水準の参考資料	

2 確認事項

2.1 PDCAによる見直し検討

再編後及び再編から一定期間が経過したのち、その路線を継続的に運行するか判断を行う、運行継続基準を用いた見直しの検討を行う。

路線の必要性の確認や改善の検討のため、運行継続基準を設定することは必要と考えているが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて利用者数が大幅に落ち込んでおり、現時点で明確に基準値を設定することが難しい。

よって、前回会議で提示したとおり、現時点では見直しの流れ（フロー）のみ定めることとし、運行継続基準の指標及び基準値については、再編後2年が経過したのち、利用者の状況等から設定する。

今回の会議では、運行継続基準に基づくフローのうち、ポイントとなる箇所について協議を行う。

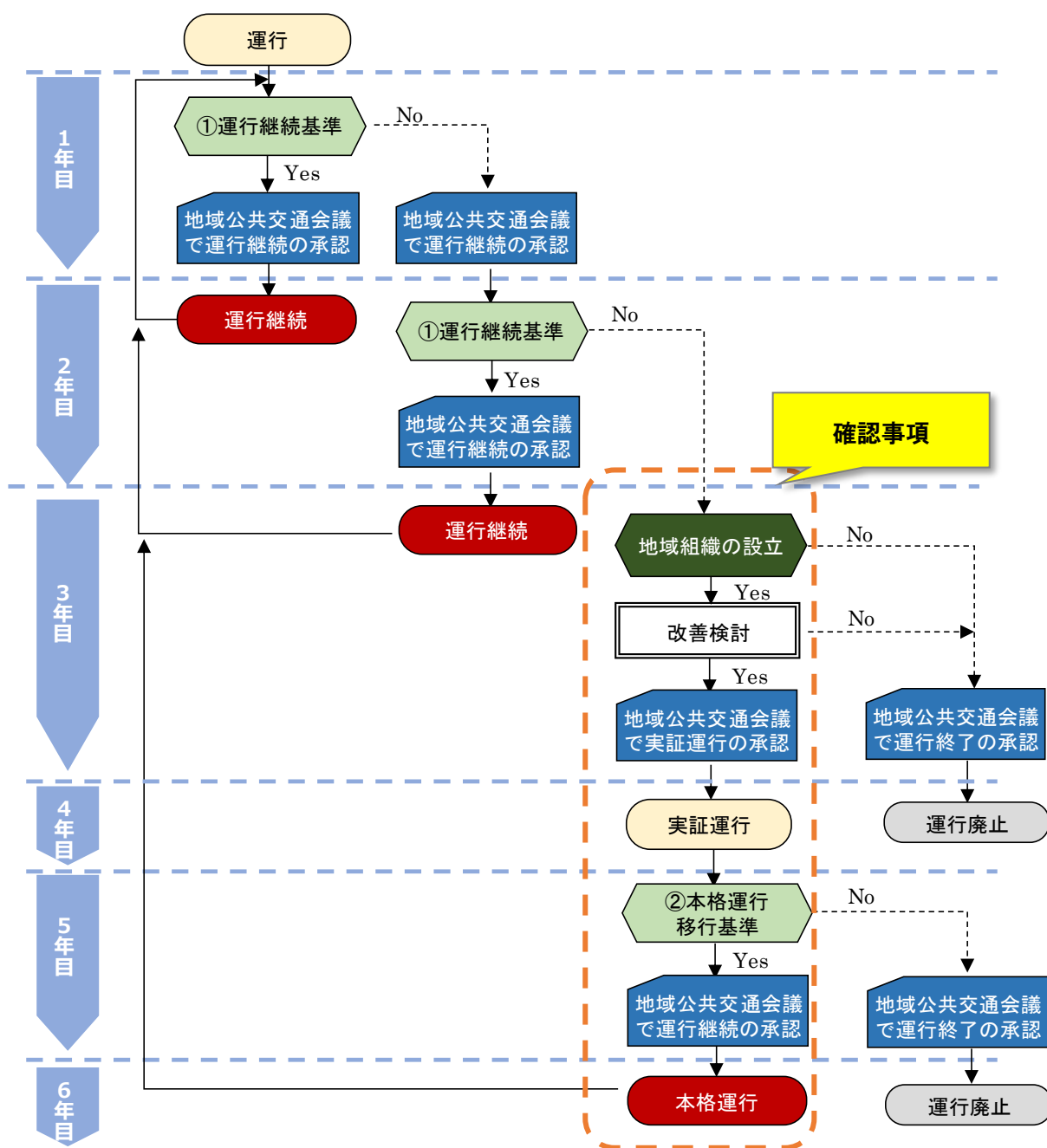


図 2.1 PDCAによる見直し検討フロー

2.1.1 基準を下回った際の検討体制の確認

1) 検討体制

CoCo バスを、市民の足として利用され、市・事業者・市民のそれぞれが過度な負担なく維持する公共交通として育てるためには、運行継続基準を下回る運行であった場合に、市民も一体となって改善の検討を行うことが必要と考える。

基準を下回る運行の場合、市が現状を説明し、地域組織を設立して検討を行うことが望ましいと考える。

なお、市は地域組織の設立に努めるが、地域組織が結成されない場合は、地域公共交通会議にて廃止も含めた検討・最終的な判断を行う。

表 見直し・廃止路線への対応

判断主体	対象自治体
地域組織を含めて検討	東村山市・東大和市・さいたま市・東金市
市のみで検討	春日部市
主体の記載なし	海老名市
記載なし	立川市・相模原市・明石市・佐野市・加古川市

【確認事項】

- 運行継続基準を下回る場合は地域組織を設立して検討を行うこととしてよいか。
- 地域組織が設立されない場合、地域公共交通会議で廃止も含めた検討・最終的な判断を行うこととしてよいか。

2) 地域組織の構成

検討体制に地域組織を含む場合、東町地域会議の募集時と同様に、市から沿線自治会・町会、地域住民を公募するなど周知や呼びかけを実施する。

表 地域組織の人数要件

人数	対象自治体
5名以上	東村山市・東大和市・さいたま市・春日部市・相模原市
10名以上	市川市
記載なし	立川市・海老名市・東金市・明石市・佐野市・加古川市

【確認事項】

- 地域組織は、沿線自治会・町会や地域住民を公募し、構成することよいか。

2.2 地域提案による運行改善・新規導入検討

再編後、地域から新たに新規の路線運行の要望を行う場合や、既存路線の一部ルートの変更の要望を行う場合の検討フローを提示する。

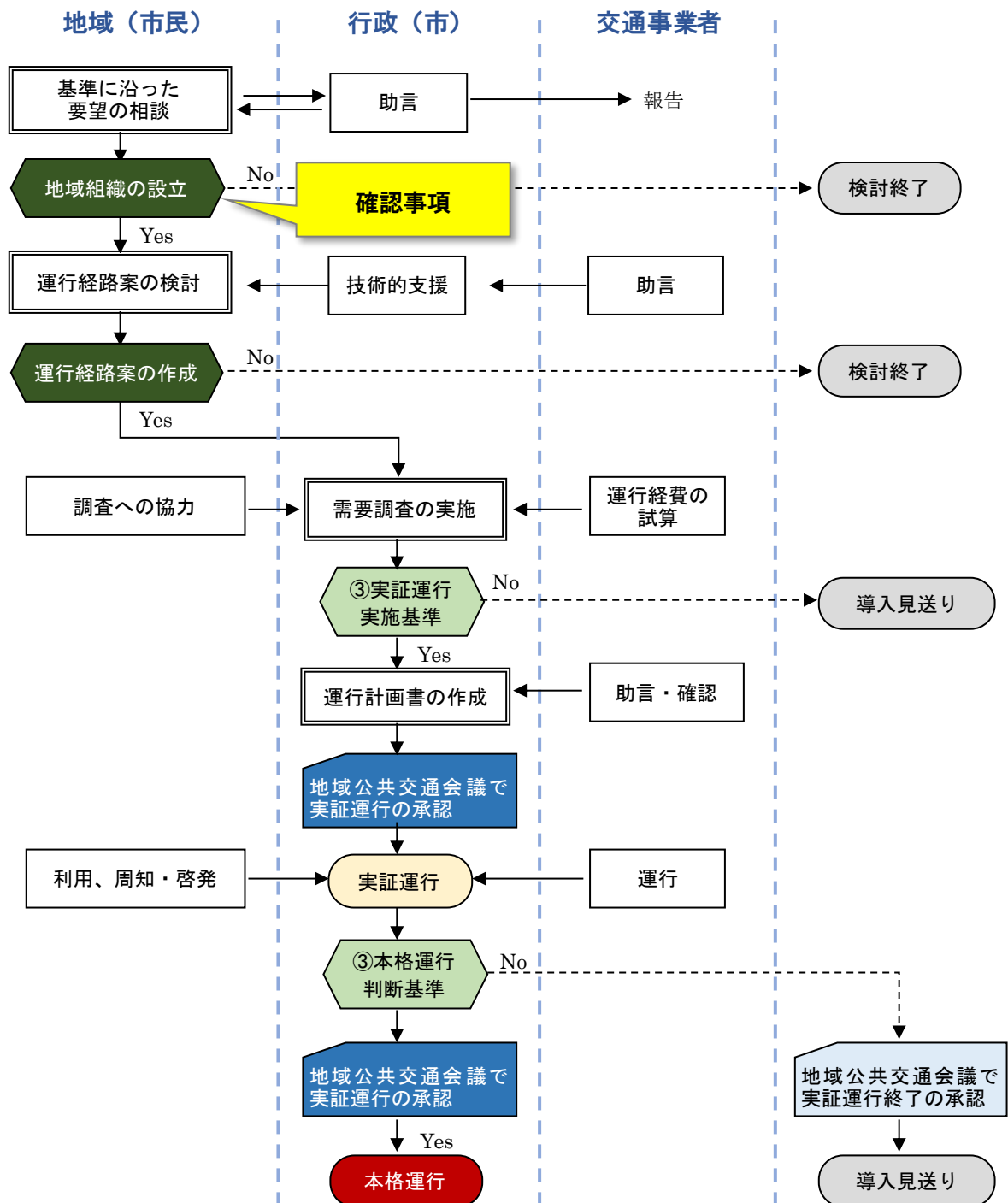


図 地域提案による運行改善・新規導入検討基準を用いた見直し検討フロー

2.2.1 運行改善・新規導入検討体制の確認

要望を行う地域組織の構成員は、5名以上は必要と考える。ほか、沿線自治会・町会体との連携が取れる組織であること等を要件として設定する。

なお、協議内容は複数自治会・町会に影響することが想定されるため、地域組織の設立については市も支援しつつ行う。

表 地域組織の人数要件

人数	対象自治体
5名以上	東村山市・東大和市・さいたま市・春日部市・相模原市
10名以上	市川市
記載なし	立川市・海老名市・東金市・明石市・佐野市・加古川市

【確認事項】

- 要望を行う地域組織の要件は、構成員5名以上であること。
- 組織メンバーは、沿線自治会・町会等と連携して検討できるような構成とすることでよいか。

2.3 基準の設定

令和2年度・3年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて利用者数が大幅に落ち込んでおり、現時点で明確に基準値を設定することが難しい。前回会議で提示したとおり、現時点では基準の指標及び基準値の設定は行わず、再編後2年が経過したのち、利用者の状況等から指標及び基準値を設定する。

【確認事項】

- 具体的な基準の設定は、再編から2年後のガイドラインの見直し時に実施することでよいか。
- その際、検討すべき基準は3つと考えているが他にあるか。
 - ①運行継続基準：運行中の路線の継続を判断する基準。2年間連続で基準を下回ることがないか確認。
 - ②本格運行移行基準：①の基準を満たさない場合、地域組織を含めた改善内容に基づく実証運行を行う。その後、本格運行へ移行する際の基準。
 - ③実証運行実施基準：運行改善・新規導入検討時に、地域組織からの要望が妥当か判断する本格運行判断基準 するための基準。いずれも同じ指標・基準値にて判断することを想定。

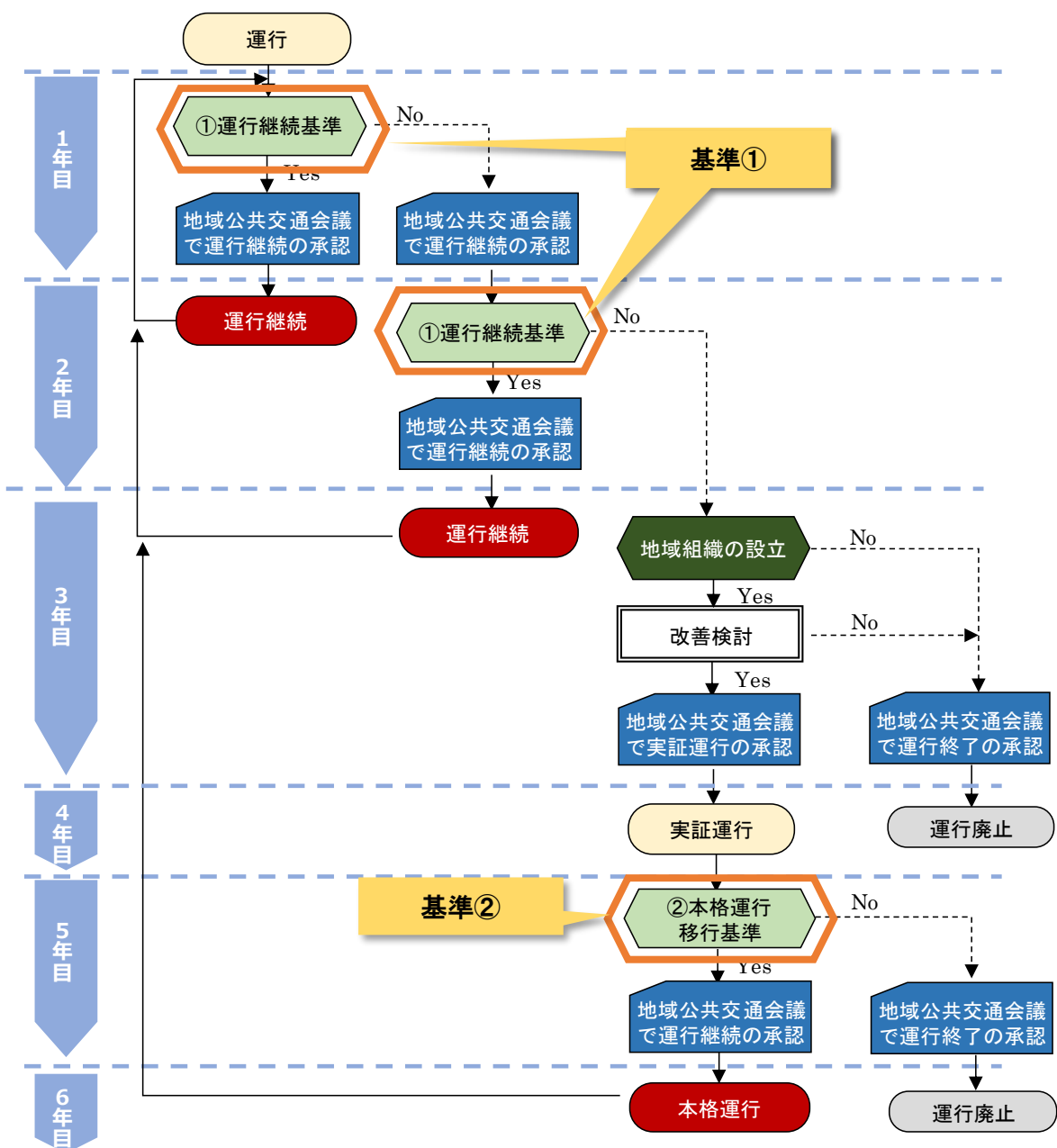


図 PDCAによる見直し検討検討フロー

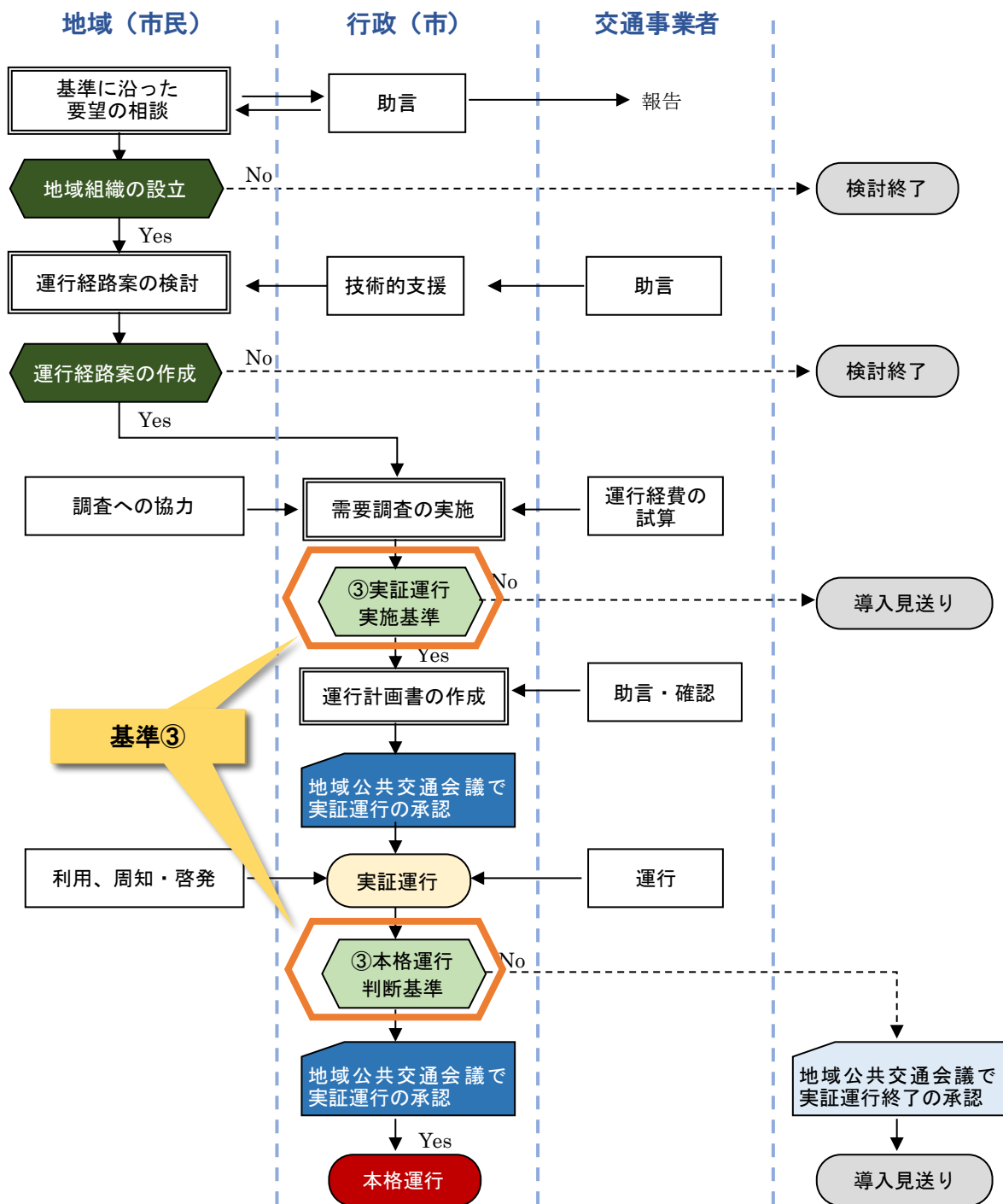


図 運行改善・新規導入検討フロー

3 今後のガイドライン作成スケジュール

次回会議では、他自治体の事例を参考に具体的な検討内容を記載した（素案）を提示し、ご意見をいただきたい。

年度	月	内容
R3 年度	12 月	第 4 回地域公共交通会議:ガイドライン(素案)の提示
R3 年度	3 月	第 5 回地域公共交通会議:ガイドライン(案)の提示
R4 年度	4・5 月	パブリックコメントの実施

4 ご意見をいただきたい事項

以上の内容をもとに以下についてご意見をいただきたい。

- ガイドラインの全体構成について
- 検討の体制について
- 基準の設定について
- 今後のガイドライン作成スケジュールについて